

市立大津市民病院栄養部厨房機器等設置工事 仕様書

受注者(以下「乙」という。)は、この仕様書の定めに従って、工事請負契約書頭書の工事を施工し(以下「本業務」という。)発注者(以下「甲」という。)に引渡す。

1. 件名

市立大津市民病院栄養部厨房機器等設置工事

2. 概要・目的

市立大津市民病院栄養部におけるセントラルキッチン化に伴い、厨房機器等の更新を行う。

3. 業務期間

令和元年11月6日から令和2年1月31日まで

(※温蔵庫・ローラー台については令和元年12月6日まで)

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人市立大津市民病院 本館棟地下1階 栄養部内

5. 病院の概要

【開設者】地方独立行政法人市立大津市民病院

【開設日】平成29年4月1日(昭和12年4月1日)

【理事長】増田 伊知郎

【所在地】大津市本宮二丁目9番9号 〒520-0804

【許可病床数】439床(平成30年11月1日から)

(一般病床)431床(緩和20、難病20、救急22、ICU8ほか)

(感染症病床)8床(1種2、2種6)

【診療科目】内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経内科、循環器内科、心療内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、形成外科、病理診断科、乳腺外科、救急科、緩和ケア内科

【看護配置基準】一般病棟 7対1(平成19年8月から)

【施設の概要】敷地面積 34,107 m²

(建物延床面積)

本館棟 31,579 m² 地下1階、地上9階、屋上ヘリポート(免震構造)

別館棟 9,653 m² 地下1階、地上5階

管理棟 1,009 m² 地上3階

付属棟 978 m² 地上3階

立体駐車場 第1駐車場(収容台数:211台)、第2駐車場(収容台数:307台)

6. 業務内容

本仕様書に記載している業務目的等を理解した上で、本業務を遂行すること。また、本業務を遂行するにあたっては、専門知識やこれまで他の病院等の改修工事で得た知見を十分に活用し、施工を行うこと。

施工にあたっては、工事着手前に病院担当者及び所管消防署と十分に協議を行い、所管消防署の指導に基づき施工すること。また、所管消防署への届出に必要な書類一式を作成し、提出、消防検査立会を行うこと。

(1) 導入機器一覧(※設置・運搬・設備工事含む)

①スチームコンベクションオーブン

<ラショナル・ジャパン製>

スチームコンベクションオーブン10段	CMP-101E	ラックトローリー仕様	1台
モービルオーブンラック	TYP101	60.11.011	2台
モービルオーブンラック用レール	TYP101	60.61.226	1台
ラックトローリー	60.60.020		2台
架台	UgI		1台
軟水器	(メイスイ製)	NFX-OS	1台

【フード新設工事】

フード(SUS430 W1150*D1300*H500)・グリスフィルター・ハイガード等の
製作及び設置等

1式

【フード消火設備工事】

○フード等用簡易自動消火装置

シティエース 25 : フードダクト用 CA-25HDK	1台
ダクト用 CA-25HSK	2台

○制御盤・操作盤

厨房環境対応型 1式

○格納箱

3本用 1式

○格納庫用連動ユニット 1式

○付属品

①各種ノズル、センサーは既存品(フード・フード消火)と同等品以上の機能発揮に必要な数量を設置すること。

②強化液等必要な消耗品を全て含む。

○総合防災盤との連動等(本館1階:防災センター)

①フード消火から本館棟1階防災センター内に設置中のGR型受信機及び総合操作盤(パナソニック製)に作動信号を表示させ機能発揮するように設置後の作動点検を行うこと。また、受信機ソフト変更及び総合操作盤グラフィック変更も含む。

②フード消火作動時に厨房のファン停止、厨房機器の停止を行うこと。

【土間排水工事】

既設スチームコンベクションオーブンを含む。(新規1台、既存1台:計2台分)

側溝工事・グレーチング処理等を実施すること

【その他工事】

照明器具移設、排気ダクト延長工事、天井点検口取付工事(必要な場合)、給水工事(軟水器用)、

2次側接続工事等(※厨房内、分電盤からスチームコンベクションオーブンまでの接続工事含む。)

1式

またはこれと同等以上のもの

②温蔵庫(温蔵庫については令和元年12月6日までに納入すること)

<タニコー株式会社製>

温蔵庫 (片面ガラス扉)

TEHC-S-120T W1200*D750*H1800 1台

温蔵庫 (片面ガラス扉)

TEHC-S-150T W1500*D750*H1800 1台

軟水器 (メイスイ製) NFX-OS 2台

器機搬入据え付け 1式

給水工事(軟水器用) 1式

2次側接続工事(※厨房内、分電盤から温蔵庫までの接続工事含む) 1式

またはこれと同等以上のもの

③ローラー1台(ローラー1台については令和元年12月6日までに納入すること)

<株式会社マキテック製>

ローラー1台 ABS樹脂ローラー特注仕様

Φ40(ローラー) ピッチ 50 L2500*W675*H98 2台

移動台 コンペア固定金具付 W755*D610*H895 4台

運搬・搬入・据え付け 1式

またはこれと同等以上のもの

(2)廃棄機器一覧(※運搬・処分含む)

①作業台

当院栄養部指定の作業台廃棄処分 4台

(3)施工管理

<業務体制>

本業務に係る現場責任者は、本仕様書に定める全業務内容を理解し、施行にあたり必要な知識、能力を十分有すること。また、現場責任者を配置し、業務の運営、取締りを行わせるほか、病院担当者との

窓口となること。

<スケジュール>

- ① 作業工程表及び業務体制図を作成し提出すること。施工内容等については病院担当者及び電気主任技術者と十分に打合せ行った上でスケジュールを作成し、そのスケジュールに従い完工すること。
- ② 本業務の着工から完工までのスケジュールについては、通常業務に支障をきたすことがないよう、病院担当者と十分協議した上、試運転調整及び職員研修も配慮したスケジュールを立てること。

(4)その他

- ① 乙は、自己の負担において、2019年11月6日から2020年1月31日までに完工し、甲へ引渡さなければならない。
- ② 乙は、改修工事等を行うに当たって、履行場所における甲の業務運営及び施設管理に支をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- ③ 乙は、改修工事等の施工等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- ④ 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ⑤ 甲は、乙に対し、改修工事等を行うために一時的に必要となる場所、ユーティリティ(電気、水等)を業務期間内は無償で提供するものとする。
- ⑥ 甲は、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- ⑦ 前項目により改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、改修工事等の完了日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。
- ⑧ ⑥に基づく改修工事等の全部又は一部の施工の一時中止があった場合において、甲の故意又は過失により乙に損害又は増加費用が生じた場合は、甲がこれを負担する。

7. 事故発生時の報告義務

乙は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

また、乙の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、乙の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により甲が被った損害に係る経費は、乙が負担するものとする。

8. 緊急連絡体制の報告

乙は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を甲に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め乙と協議するものとする。変更等があった時は、速やかに変更内容を甲に報告するものとする。

9. 受託事業者に求める基本要件

- (1) 本業務を開始するにあたり、事前に本院と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。
- (2) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- (3) 本業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ当院の承認を得ること。
- (5) 本院が保有する、若しくは取得が容易な情報・データについては、必要に応じて提供するが、本業務を遂行する目的外で使用しないこと。なお、本業務完了後は、速やかに本院に返却すること。
- (6) 本院内においては、名札等により身分を明確にすること。
- (7) コンプライアンス(法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ)の取り組みを徹底すること。

10. 成果物の提出及び検査

本業務を完了したときは、次に掲げる成果物を提出し、当院の検査を受けるものとする。なお、成果物は製本1部(副本2部)及び当院が指定する電子ファイル形式とする。

- (1) 業務完了届
- (2) 取扱説明書
- (3) 保証書
- (4) 施工写真
- (5) 竣工図

11. その他

- (1) 本工事の作業時間は、原則として平日20時から翌朝4時までとする。
- (2) 設置する消防装置等は全て新品であること。
- (3) 本業務の完工後、1年以内の間において、瑕疵のあることを発見した時は、乙が無償で瑕疵の復旧を行うこと。
- (4) 本業務を実施するにあたり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が賠償すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、当院と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- (6) 搬入、設置、据付、配線、調整、改修等に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- (7) 施工等については、病院業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。また、病院に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路等に養生を施すこと。
- (8) 本仕様書に記載のない事項であっても、甲が事業の遂行上必要と認めた業務について、乙は実施しなければならない。なお、この場合において、事業体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。